

世田谷区立老人休養ホームふじみ荘の指定管理者の選定について

(付議の要旨)

平成30年4月からの世田谷区立老人休養ホームふじみ荘の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1 主旨

世田谷区立老人休養ホームふじみ荘の指定期間が平成30年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立老人休養ホーム条例第18条に基づき、平成30年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立老人休養ホームふじみ荘
- (2) 所在地 東京都世田谷区上用賀六丁目2番13号
- (3) 現在の指定管理者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- (4) 現在の指定期間 1年間(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

3 指定管理者制度適用の理由、効果等

世田谷区立老人休養ホームふじみ荘は、区内高齢者に対し、健全な保健休養のための場を与え、もって高齢者の心身の健康増進を図ることを目的としている。

運営にあたっては民間事業者の創意工夫や経営手法を活用することで、利用者ニーズへのより迅速な対応、区民サービスの向上を図ることができるため、引き続き指定管理者制度を適用する。

現指定管理期間は、区の直接経費による改修・機能見直しのほか、民間資本を導入した費用対効果の高い様々な手法を検討するため、適格性審査により指定期間を1年間延長したところである。この間、保育施設や高齢者施設等の合築を含め、民間資本の導入等について検討を行ってきたが、現時点で整備手法を確定するには至らず、引き続き検討が必要な状況にある。一方、公共施設等総合管理計画における全庁的な整備可能年次等を踏まえると、施設整備後の指定管理については早くても平成33年度以降となる見込みであることから、今回の指定期間を3年間とし、引き続き民間資本の導入や施設機能のあり方を含め、検討を継続することとする。なお、今回の指定期間においては、先行して、宿泊機能の一部見直し(月～水曜日の宿泊を試行的に停止)などによる施設の有効活用に向けた取り組みを進めていく。

4 指定期間

3年間(平成30年4月1日～平成33年3月31日)

5 指定管理者候補者の選定方法について

世田谷区立老人休養ホーム条例第18条第1項の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募により選定する。

6 審査体制

(1) 選定委員会の設置

公募により申請団体から提出された事業計画書その他規則で定める書類等を選定基準に基づき審査し、指定管理者の候補者を選定するため、世田谷区立ひだまり友遊会館指定管理者選定委員会、世田谷区立老人休養ホーム指定管理者選定委員会及び世田谷区立健康増進・交流施設指定管理者選定委員会共通事項規定要綱に基づき、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の所掌

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

(3) 選定委員会の構成

外部委員（学識経験者等）6名と、区職員2名とする。

7 選定基準

世田谷区立老人休養ホーム条例第18条に定める下記の事項及び、これまでの指定管理期間の検証結果を踏まえ選定する。

(1) 利用者の平等利用を確保した運営ができること。

(2) ホームの効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

(3) ホームの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8 今後のスケジュール（予定）

平成29年4月24日	区民生活常任委員会報告（選定方法）
5月	募集期間（事業計画書等の受付）
7月	選定期間（事業計画書等の審査）
8月	政策会議（選定結果）
9月	区民生活常任委員会報告（選定結果） 第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
平成30年4月1日	次期指定管理者による管理の開始